

千曲市体育施設条例（平成15年千曲市条例第121号）新旧対照表

現行							改正後（案）									
別表第3（第9条関係） 更埴体育館							別表第3（第9条関係） 更埴体育館									
利用区分				使用料		電灯を利用する 場合の加算 額	利用区分				使用料		電灯を利用する 場合の加算 額			
ア リ ー ナ	全 部 を 利 用 （ 専 的 と 用 ） す る 場 合	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	アマチ ュアス ポーツ に利用 する場 合	入場料を徴収 しない場合	1時間につき <u>1,300円</u>		1時間につき 700円。ただ し、利用面積 の割合により 算出する。	ア リ ー ナ	全 部 を 利 用 （ 専 的 と 用 ） す る 場 合	営 利 を 目 的 と し な い 場 合	アマチ ュアス ポーツ に利用 する場 合	入場料を徴収 しない場合		1時間につき <u>1,500円</u>	1時間につき 770円。ただ し、利用面積 の割合により 算出する。	
			入場料を徴収 する場合	1時間につき <u>3,330円</u>	入場料を徴収 する場合	1時間につき <u>3,800円</u>										
			上記以 外に利 用する 場合	入場料を徴収 しない場合	1時間につき <u>7,100円</u>	上記以 外に利 用する 場合					入場料を徴収 しない場合	1時間につき <u>8,150円</u>				
			入場料を徴収 する場合	1時間につき <u>21,300円</u>	入場料を徴収 する場合	1時間につき <u>24,500円</u>										
			営利を目的とする場合		1時間につき <u>42,590円</u>	営利を目的とする場合					1時間につき <u>49,100円</u>					
	一 部 を 利 用 す る 場 合	専用する場合		利用面積の割合により算出する。		一 部 を 利 用 す る 場 合		専用する場合		利用面積の割合により算出する。						
		専 用 し な い 場 合	一般	1人3時間につき <u>200円</u>	専 用 し な い 場 合			一般	1人3時間につき <u>300円</u>							
	小・中学生		1人3時間につき <u>50円</u>	小・中学生		1人3時間につき <u>70円</u>										
	冷暖房設備を利用する場合					実費を勘案して市長が定める額		冷暖房設備を利用する場合					実費を勘案して市長が定める額			
	電気器具を持ち込みして利用する場合(1kwまでごとに)					1時間につき <u>60円</u>		電気器具を持ち込みして利用する場合(1kwまでごとに)					1時間につき <u>90円</u>			
会議室	専用する場合				1時間につき <u>100円</u>	冷暖房施設を	会議室	専用する場合				1時間につき <u>150円</u>	冷暖房設備を			

			利用する場合 1時間につき <u>100円</u>
軽運動室	専用する場合	1時間につき <u>100円</u>	冷暖房施設を 利用する場合 1時間につき <u>100円</u>
シャワー		1回につき <u>100円</u>	

備考

- ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

戸倉体育館

利用区分				使用料	電灯を利用する場合の加算額
アリーナ	全部を利用(専用的)する場合	営利を目的としない場合	アマチュアスポーツに利用する場合 入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,300円</u>	1時間につき700円。ただし、利用面積の割合により算出する。
			アマチュアスポーツに利用する場合 入場料を徴収する場合	1時間につき <u>3,330円</u>	
			上記以外に利用する場合 入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>7,100円</u>	
			上記以外に利用する場合 入場料を徴収する場合	1時間につき <u>21,300円</u>	
	営利を目的とする場合			1時間につき <u>42,590円</u>	
一部を利用	専用する場合		利用面積の割合により算出する。		

			利用する場合 1時間につき <u>150円</u>
軽運動室	専用する場合	1時間につき <u>150円</u>	冷暖房設備を 利用する場合 1時間につき <u>150円</u>
シャワー		1回につき <u>150円</u>	

備考

- ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

戸倉体育館

利用区分				使用料	電灯を利用する場合の加算額
アリーナ	全部を利用(専用的)する場合	営利を目的としない場合	アマチュアスポーツに利用する場合 入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,500円</u>	1時間につき770円。ただし、利用面積の割合により算出する。
			アマチュアスポーツに利用する場合 入場料を徴収する場合	1時間につき <u>3,800円</u>	
			上記以外に利用する場合 入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>8,150円</u>	
			上記以外に利用する場合 入場料を徴収する場合	1時間につき <u>24,500円</u>	
	営利を目的とする場合			1時間につき <u>49,100円</u>	
一部を利用	専用する場合		利用面積の割合により算出する。		

用する場 合	専用しな い場合	一般	1人3時間につき <u>200円</u>
		小・中学生	1人3時間につき <u>50円</u>
電気器具を持込みして利用する場合 (1kw までごとに)			1時間につき <u>60円</u>
会議室	専用する場合		1時間につき <u>60円</u> 冷暖房施設を 利用する場合 1時間につき <u>100円</u>
トレーニン グ室	トレーニング機器	1式1回 一般 <u>210円</u> 小中学生 <u>100円</u>	

備考

- ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

更埴体育館（柔道場・剣道場）

利用区分					使用料	電灯を利用す る場合の加算 額
柔道 場	全部 を利 用(専 用)す る場 合	営利 を目 的と しな い場 合	アマチ ュアス ポーツ に利用 する場 合	入場料を徴 収しない場 合	1時間につき <u>480円</u>	
				入場料を徴 収する場合	1時間につき <u>980円</u>	
			上記以 外に利 用する 場合	入場料を徴 収しない場 合	1時間につき <u>1,420円</u>	

用する場 合	専用しな い場合	一般	1人3時間につき <u>300円</u>
		小・中学生	1人3時間につき <u>70円</u>
電気器具を持込みして利用する場合 (1kw までごとに)			1時間につき <u>90円</u>
会議室	専用する場合		1時間につき <u>90円</u> 冷暖房設備を 利用する場合 1時間につき <u>150円</u>
トレーニン グ室	トレーニング機器	1式1回 一般 <u>310円</u> 小中学生 <u>150円</u>	

備考

- ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

更埴体育館（柔道場・剣道場）

利用区分					使用料	電灯を利用す る場合の加算 額
柔道 場	全部 を利 用(専 用)す る場 合	営利 を目 的と しな い場 合	アマチ ュアス ポーツ に利用 する場 合	入場料を徴 収しない場 合	1時間につき <u>550円</u>	
				入場料を徴 収する場合	1時間につき <u>1,100円</u>	
			上記以 外に利 用する 場合	入場料を徴 収しない場 合	1時間につき <u>1,600円</u>	

			場合	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>7,970円</u>
			営利を目的とする場合		1時間につき <u>12,340円</u>
剣道場	全部を利用(専用)する場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>480円</u>
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>980円</u>
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,420円</u>
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>7,970円</u>
			営利を目的とする場合		1時間につき <u>12,340円</u>
柔剣道場	一部を利用する場合	専用する場合			利用面積の割合により算出する。
		専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>200円</u>	
			小・中学生	1人3時間につき <u>50円</u>	
冷暖房設備を利用する場合					実費を勘案して市長が定める額
電気器具を持込みして利用する場合 (1kwまでごとに)					1時間につき <u>60円</u>
備考					
<ul style="list-style-type: none"> 市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。 利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。 					

			場合	入場料を徴収する場合	1時間につき <u>9,150円</u>
			営利を目的とする場合		1時間につき <u>14,200円</u>
剣道場	全部を利用(専用)する場合	営利を目的とする場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>550円</u>
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>1,100円</u>
			上記以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,600円</u>
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>9,150円</u>
			営利を目的とする場合		1時間につき <u>14,200円</u>
柔剣道場	一部を利用する場合	専用する場合			利用面積の割合により算出する。
		専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>300円</u>	
			小・中学生	1人3時間につき <u>70円</u>	
冷暖房設備を利用する場合					実費を勘案して市長が定める額
電気器具を持込みして利用する場合 (1kwまでごとに)					1時間につき <u>90円</u>
備考					
<ul style="list-style-type: none"> 市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。 利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。 					

戸倉体育館（柔道場・剣道場）

利用区分					使用料	電灯を利用する場合の加算額
柔道場	全部を利用(専用)する場合	営利を目的としない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>230円</u>	1時間につき 100円
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>480円</u>	
				上記以外に利用する場合	1時間につき <u>700円</u>	
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>3,980円</u>	
				営利を目的とする場合	1時間につき <u>6,160円</u>	
剣道場	全部を利用(専用)する場合	営利を目的としない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>230円</u>	
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>480円</u>	
				上記以外に利用する場合	1時間につき <u>700円</u>	
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>3,980円</u>	
				営利を目的とする場合	1時間につき <u>6,160円</u>	
柔剣	一部	専用する場合	利用面積の割合により算			

戸倉体育館（柔道場・剣道場）

利用区分					使用料	電灯を利用する場合の加算額
柔道場	全部を利用(専用)場合	営利を目的としない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>270円</u>	1時間につき 110円
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>550円</u>	
				上記以外に利用する場合	1時間につき <u>810円</u>	
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>4,550円</u>	
				営利を目的とする場合	1時間につき <u>7,100円</u>	
剣道場	全部を利用(専用)場合	営利を目的としない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>270円</u>	
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>550円</u>	
				上記以外に利用する場合	1時間につき <u>810円</u>	
				入場料を徴収する場合	1時間につき <u>4,550円</u>	
				営利を目的とする場合	1時間につき <u>7,100円</u>	
柔剣	一部	専用する場合	利用面積の割合により算			

道場 を利用する 場合	を利 用す る場 合	専用しない場 合	一般	出す。 1人3時間につき <u>200円</u>
			小・中学生	1人3時間につき <u>50円</u>
			電気器具を持ち込みして利用する場合 (1kwまでごとに)	1時間につき <u>60円</u>

備考

- ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

戸倉レストハウス

利用区分	使用料	冷暖房を利用する場合の加算額
大会議室	1時間につき <u>400円</u>	1時間につき <u>300円</u>
小会議室1	1時間につき <u>200円</u>	1時間につき <u>150円</u>
小会議室2	1時間につき <u>200円</u>	1時間につき <u>150円</u>
コインシャワー	1回につき100円	
電気器具の持ち込みをして利用する場合 (1kWまでごとに)	1時間につき <u>100円</u>	

備考 市民以外の者が専用する場合及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

体育施設器具等使用料

種類	単位	使用料
液晶表示板 (得点表示システム)	1式 1回	<u>3,150円</u>
得点板 電動式	1組 1回	<u>520円</u>
得点板 手動式	〃	<u>50円</u>
電動バトン	1本 1回	<u>520円</u>

道場 を利用する 場合	を利 用す る場 合	専用しない場 合	一般	出す。 1人3時間につき <u>300円</u>
			小・中学生	1人3時間につき <u>70円</u>
			電気器具を持ち込みして利用する場合 (1kwまでごとに)	1時間につき <u>90円</u>

備考

- ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

戸倉レストハウス

利用区分	使用料	冷暖房を利用する場合の加算額
大会議室	1時間につき <u>600円</u>	1時間につき <u>450円</u>
小会議室1	1時間につき <u>300円</u>	1時間につき <u>220円</u>
小会議室2	1時間につき <u>300円</u>	1時間につき <u>220円</u>
コインシャワー	1回につき100円	
電気器具の持ち込みをして利用する場合 (1kWまでごとに)	1時間につき <u>150円</u>	

備考 市民以外の者が専用する場合及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

体育施設器具等使用料

種類	単位	使用料
液晶表示板 (得点表示システム)	1式 1回	<u>3,300円</u>
得点板 電動式	1組 1回	<u>550円</u>
得点板 手動式	〃	<u>50円</u>
電動バトン	1本 1回	<u>550円</u>

フローシート	1枚 1回	310円
机	1脚 1回	20円
椅子	//	10円
放送設備	1式 1回	1,000円
テント	1張 1日	520円
バスケットボール器具	1組 1回	310円
バレーボール器具	//	210円
ソフトバレーボール器具	//	100円
バドミントン器具	//	100円
テニス器具	//	210円
ハンドボール器具	//	210円
卓球器具	//	50円
サッカー器具	//	310円
その他の備品		別に定める金額

備考
 ※市民が利用する場合は、体育施設器具等使用料を免除する。ただし、営利を目的として利用する場合及び市民以外の者が利用する場合は、体育施設器具等使用料を減免しない。
 ※「1回」とは、それぞれの設備・備品に直接関係のある施設での利用時間内をいう。

東部体育館・勤労者体育センター

利用区分					使用料	電灯を利用する場合の加算額
アリーナ	全部を利 用(専 用)す る場 合	営利を 目し ない 場合	アマチ ュア スポ ーツ に利 用す る場 合	入場料を徴 収しない場 合	1時間につき 650円	1時間につき 500円。た だし、利 用面積 の割合に より算 出する。
				入場料を徴 収する場合	1時間につき 1,790円	

フローシート	1枚 1回	330円
机	1脚 1回	20円
椅子	//	10円
放送設備	1式 1回	1,100円
テント	1張 1日	550円
バスケットボール器具	1組 1回	330円
バレーボール器具	//	220円
ソフトバレーボール器具	//	110円
バドミントン器具	//	110円
テニス器具	//	220円
ハンドボール器具	//	220円
卓球器具	//	50円
サッカー器具	//	330円
その他の備品		別に定める金額

備考
 ※市民が利用する場合は、体育施設器具等使用料を免除する。ただし、営利を目的として利用する場合及び市民以外の者が利用する場合は、体育施設器具等使用料を減免しない。
 ※「1回」とは、それぞれの設備・備品に直接関係のある施設での利用時間内をいう。

東部体育館・勤労者体育センター

利用区分					使用料	電灯を利用する場合の加算額
アリーナ	全部を利 用(専 用)す る場 合	営利を 目し ない 場合	アマチ ュア スポ ーツ に利 用す る場 合	入場料を徴 収しない場 合	1時間につき 750円	1時間につき 550円。た だし、利 用面積 の割合に より算 出する。
				入場料を徴 収する場合	1時間につき 2,050円	

	上記以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,300円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>2,770円</u>
		営利を目的とする場合	1時間につき <u>13,650円</u>
一部を利用する場合	専用する場合		利用面積の割合により算出する。
	専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>200円</u>
		小・中学生	1人3時間につき <u>50円</u>
電気器具を持ち込みして利用する場合 (1kwまでごとに)			1時間につき <u>60円</u>

備考

- ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

桑原体育館

利用区分	使用料			
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	電灯を利用する場合の加算額
市外の団体等が専用する場合	<u>500円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,550円</u>	1時間につき <u>100円</u>
市外の団体等が専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>200円</u>		
	小・中学生	1人3時間につき <u>50円</u>		

	上記以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき <u>1,500円</u>
		入場料を徴収する場合	1時間につき <u>3,150円</u>
		営利を目的とする場合	1時間につき <u>15,700円</u>
一部を利用する場合	専用する場合		利用面積の割合により算出する。
	専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>300円</u>
		小・中学生	1人3時間につき <u>70円</u>
電気器具を持ち込みして利用する場合 (1kwまでごとに)			1時間につき <u>90円</u>

備考

- ・市民以外の者が専用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

桑原体育館

利用区分	使用料			
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	電灯を利用する場合の加算額
市外の団体等が専用する場合	<u>750円</u>	<u>1,550円</u>	<u>2,300円</u>	1時間につき <u>110円</u>
市外の団体等が専用しない場合	一般	1人3時間につき <u>300円</u>		
	小・中学生	1人3時間につき <u>70円</u>		

備考 営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

千曲市弓道場

利用区分	使用料	電灯を利用する場合の加算額
専用する場合	1時間につき <u>370円</u>	1時間につき <u>300円</u>
専用しない場合	一般 1人3時間につき <u>200円</u> 年間使用料 <u>3,050円</u>	1人1時間につき <u>250円</u>
	小・中学生 1人3時間につき <u>50円</u> 年間使用料 <u>800円</u>	

備考
 ・市民以外の者が体育施設を専用する場合、専用しない場合の年間使用料及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
 ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

更埴・東部テニスコート・上山田多目的運動場（テニスコート）

利用区分	使用料	電灯を利用する場合の加算額
専用する場合(1面につき)	1時間につき <u>320円</u>	1時間につき <u>500円</u>
専用しない場合	一般 1人3時間につき <u>200円</u> 年間使用料 <u>3,050円</u>	1人1時間につき <u>250円</u>
	小・中学生 1人3時間につき <u>50円</u> 年間使用料 <u>800円</u>	

備考

備考 営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

千曲市弓道場

利用区分	使用料	電灯を利用する場合の加算額
専用する場合	1時間につき <u>550円</u>	1時間につき <u>330円</u>
専用しない場合	一般 1人3時間につき <u>300円</u> 年間使用料 <u>4,550円</u>	1人1時間につき <u>270円</u>
	小・中学生 1人3時間につき <u>70円</u> 年間使用料 <u>1,200円</u>	

備考
 ・市民以外の者が体育施設を専用する場合、専用しない場合の年間使用料及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
 ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

更埴・東部テニスコート・上山田多目的運動場（テニスコート）

利用区分	使用料	電灯を利用する場合の加算額
専用する場合(1面につき)	1時間につき <u>480円</u>	1時間につき <u>550円</u>
専用しない場合	一般 1人3時間につき <u>300円</u> 年間使用料 <u>4,550円</u>	1人1時間につき <u>270円</u>
	小・中学生 1人3時間につき <u>70円</u> 年間使用料 <u>1,200円</u>	

備考

- ・市民以外の者が体育施設を専用する場合、専用しない場合の年間使用料及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

更埴・八幡屋内ゲートボール場・上山田多目的運動場（ゲートボール場）・上山田ゲートボール場

利用区分	使用料				その他
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時	電灯利用する場合の加算額	
市外の団体等が専用する場合（1面につき）	屋内	500円	500円	500円	1時間につき
	屋外	250円	250円	250円	500円

備考 営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

戸倉体育館Aグラウンド・戸倉体育館Bグラウンド・千本柳運動場

利用区分	使用料	電灯利用する場合の加算額その他
専用する場合	1時間につき 210円	ナイター 1時間につき Aグラウンド 2,620円 Bグラウンド 3,150円

備考 市民以外の者が専用する場合及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

萬葉の里スポーツエリア野球場A・B・少年野球場・陸上競技場・サッカー場

利用区分	使用料
専用する場合（1	1時間につき 520円

- ・市民以外の者が体育施設を専用する場合、専用しない場合の年間使用料及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- ・利用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

更埴・八幡屋内ゲートボール場・上山田多目的運動場（ゲートボール場）・上山田ゲートボール場

利用区分	使用料				その他
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時	電灯利用する場合の加算額	
市外の団体等が専用する場合（1面につき）	屋内	750円	750円	750円	1時間につき
	屋外	370円	370円	370円	550円

備考 営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

戸倉体育館Aグラウンド・戸倉体育館Bグラウンド・千本柳運動場

利用区分	使用料	電灯利用する場合の加算額その他
専用する場合	1時間につき 310円	ナイター 1時間につき Aグラウンド 2,750円 Bグラウンド 3,300円

備考 市民以外の者が専用する場合及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

萬葉の里スポーツエリア野球場A・B・少年野球場・陸上競技場・サッカー場

利用区分	使用料
専用する場合（1	1時間につき 780円

面)	
備考 市民以外の者が専用する場合及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。	
土口運動広場・倉科運動広場・森運動広場・桑原運動広場・大田原運動広場	

利用区分	施設名	午前8時から正午まで	正午から午後5時まで
市外の団体等が専用する場合	土口運動広場	300円	500円
	倉科運動広場		
	森運動広場		
	桑原運動広場		
	大田原運動広場		

備考 営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

大田原マレットパーク

利用区分	使用料		用具を利用する場合
	1日	年間使用料	
一般	300円	3,000円	1組1回 100円
中学生以下	100円	1,000円	1組1回 100円

備考 20名以上の団体が使用する場合、定める当該使用料の2割に相当する額を差し引いた額とする。(年間使用料支払者は除く。)

さらしなの里マレットパーク・戸倉体育館マレットゴルフ場・萬葉の里スポーツエリアマレットゴルフ場

利用区分	使用料	使用料
マレットゴルフ場	市外の団体等が全部又は一部を専用する場合	1日につき1人 100円
ゲートボール場	市外の団体等が専用する場合	1日につき1面 200円

千曲市サッカー場

利用区分	使用料	電灯を利用する場合の加算額
入場料を徴 全面	1時間につき2,000円	全灯 1時間につき2,500円

面)	
備考 市民以外の者が専用する場合及び営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。	
土口運動広場・倉科運動広場・森運動広場・桑原運動広場・大田原運動広場	

利用区分	施設名	午前8時から正午まで	正午から午後5時まで
市外の団体等が専用する場合	土口運動広場	450円	750円
	倉科運動広場		
	森運動広場		
	桑原運動広場		
	大田原運動広場		

備考 営利を目的とする場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

大田原マレットパーク

利用区分	使用料		用具を利用する場合
	1日	年間使用料	
一般	450円	4,500円	1組1回 110円
中学生以下	150円	1,500円	1組1回 110円

備考 20名以上の団体が使用する場合、定める当該使用料の2割に相当する額を差し引いた額とする。(年間使用料支払者は除く。)

さらしなの里マレットパーク・戸倉体育館マレットゴルフ場・萬葉の里スポーツエリアマレットゴルフ場

利用区分	使用料	使用料
マレットゴルフ場	市外の団体等が全部又は一部を専用する場合	1日につき1人 150円
ゲートボール場	市外の団体等が専用する場合	1日につき1面 300円

千曲市サッカー場

利用区分	使用料	電灯を利用する場合の加算額
入場料を徴 全面	1時間につき3,000円	全灯 1時間につき2,750円

収しない場 合	半面	1時間につき1,000円	半灯 1時間につき1,250円	収しない場 合	半面	1時間につき1,500円	半灯 1時間につき1,350円
入場料を徴 収する場合	全面	1時間につき6,000円		入場料を徴 収する場合	全面	1時間につき9,000円	
	半面	1時間につき3,000円			半面	1時間につき4,500円	
電気器具の持ち込み をして利用する場合 (1kWまでごとに)		1時間につき100円		電気器具の持ち込み をして利用する場合 (1kWまでごとに)		1時間につき150円	
備考 市民以外の者が使用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。				備考 市民以外の者が使用する場合の使用料については、定める当該使用料の5割に相当する額を加算した額とする。			